

「L S W - 6 8 - 1 - Y 衛星通信統制装置の修理」の契約希望者募集要項

(公募実施権者)

契約担当官那覇航空基地隊

那覇経理隊長 宮 蘭 正 人

「L S W - 6 8 - 1 - Y 衛星通信統制装置の修理」の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目

L S W - 6 8 - 1 - Y 衛星通信統制装置の修理

2 調達予定時期

平成29年12月～平成30年2月

3 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同上中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 那覇航空基地隊契約担当官又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- (4) 平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」に係る防衛用装備品類の整備の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) L S W - 6 8 - 1 - Y 衛星通信統制装置の修理及び機能試験ができ、不具合箇所があれば適切な処理を行うことのできる技術者を擁している若しくは、契約の決定日までに同様の体制を有することができること。
- (6) 本事業を効率かつ効果的に実施できる技術を契約履行期限までに有していること。
- (7) 履行後の不具合に関する対応が迅速かつ継続的に可能な者。
- (8) 履行にあたってライセンスその他技術援助協定が必要とされる場合は、製造企業とライセンスその他、技術援助協定を締結していること。
- (9) 海上自衛隊の保全区画の立ち入りについて、秘密保全上支障のない者であること。
- (10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。

- (11) 本事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、同項第1号から第10号の項目を満たすこと。

4 参加表明

応募する者は、付紙様式に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

5 技術資料の提出

次に示す項目について、各技術資料を提出するものとする。ただし、前年度に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号から第4号に示す資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請が応募者からあった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 過去3年間の受注実績一覧表（実績がない場合は、省略可）
(2) 第3項第5号から第9号の内容を証明できる書類
(3) 第3項第10号を満たすことを証明する書類若しくは誓約書
(4) 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

- (1) 提出先
海上自衛隊那覇航空基地隊那覇経理隊契約班
〒901-0193
沖縄県那覇市当間252番地
098-857-1191（内線5466）
(2) 提出期間
29.10.13（金）～29.11.17（金）
(3) 提出方法
直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
(4) 提出部数
参加表明書、技術資料共各2部（第4項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）
(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達要求が既済となっている場合がある。

7 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から役務を提供する修理設備、体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

8 審査結果の通知

参加表明書及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。
 - ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口
 - イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

応募者は下記の各号について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出書類は、他の目的に使用しない。
- (7) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (8) 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (9) 応募期間に関わらず、調達決定時期により本役務が既済となることがある。

(記入例)

別紙
〇〇. 〇〇. 〇〇

那覇航空基地隊
那覇経理隊長 殿

(株) 〇〇〇〇〇〇工業
代表取締役 〇〇〇〇

参加表明書

標記について下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目等
那覇公示第22号 (29.10.12)	LSW-68-1-Y衛星通信統制装置の修理

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 〇〇〇〇〇〇
3 〇〇〇〇〇〇